

大阪広域水道企業団規約の変更（案）について

1. 変更の概要

企業団と3団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する変更を行う。

2. 変更の内容について

第1条 大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

| 変更後 | 変更前 |
|---|---|
| 別表第2（第3条関係） 岸和田市、 <u>泉大津市</u> 、八尾市、富田林市、 <u>箕面市</u> 、 柏原市、 <u>門真市</u> 、高石市、藤井寺市、泉南市、四條 畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡 町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早 赤阪村 | 別表第2（第3条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、 <u>藤 井寺市</u> 、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、 豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、 太子町、河南町、千早赤阪村 |

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。